

薬学委員会分科会の設置について

分科会等名：臨床系薬学分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会 に○印を付ける。)	薬学委員会
2	委員の構成	15名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>COVID-19に直面し、我が国の創薬力、さらにはワクチンや患者受け入れ等の医療供給体制など、医療における様々な課題が表面化した。さらに、少子高齢化が進む観点においても、質の高い医療を提供しつづけるためには、現状の医療体制を見直すことが喫緊の課題となっている。そこで薬学委員会では臨床系薬学分科会を設置し、DXをキーテクノロジーとして、当該課題の解決に向けた具体的な方策を議論、提言することを目的とする。</p> <p>質の高い医療を提供するためには、薬学分野に限定した議論では解決できない課題が多く、医学・看護学・経済学・情報学・工学などの専門家や、産業界、一般市民を巻き込んだ分野横断的・俯瞰的な議論が不可欠であることから、他分野の委員の参画のもと、創薬・医療におけるDXについて広く議論・提言を行う。</p>
4	審議事項	創薬・医療分野のDX推進のため、当該分野の課題抽出とDX技術の創薬・医療応用、そのプラットフォーム化に係る審議に関すること
5	設置期間	令和6年3月25日～令和8年9月30日
6	備考	